

経営事項審査の主な変更点について

《令和2年度の主な変更点》

◆技術職員名簿に係る提出・提示書類の変更について

令和2年4月以降の審査分から、提出・提示書類が以下のとおり変更となります。ご注意ください。

	変更前	変更後
技術職員 ※1	あらかじめ県に届け出られた「国家資格者等・監理技術者一覧表」「実務経験による主任技術者の届出書」等の情報に基づき審査	【経営事項審査時】 ①(国家資格等)合格証等の写しを提示 ②(所定学科卒業)卒業証明書等の写しを提示 ③(実務経験)「001,002 及び 099 資格の技術職員名簿一覧表」(様式)を 2部 作成し提出
建設技能者 ※2	加点対象外	登録基幹技能者と同等(レベル4)と評価される建設技能者には3点、技能士1級と同等(レベル3)と評価される建設技能者には2点の加点 【経営事項審査時】 能力判定(レベル判定)結果通知書を提示

※1 国家資格者・監理技術者一覧表又は実務経験による主任技術者の届出書により、令和2年3月31日までに県に提出済みの場合、**令和2年8月審査分まで**、①～③の書類の提出・提示は不要です。

※2 能力評価基準と建設業種の対応関係については、下表のとおりです。

能力評価基準	建設業種
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上

サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

《令和元年度の主な変更点》

◆解体工事を行う経過措置の終了（令和元年5月31日申請まで）

とび・土工工事業者が、解体工事業に係る許可を受けていなくても解体工事業を営むことができる経過措置が令和元年5月31日で終了したことに伴い、業種コード300とび・土工コンクリート工事・解体工事（経過措置）の記入が必要なくなります。また、業種コード99は申請不可になります。

※なお、年度途中で法改正等により手引きが改正されることがあります。
最新の手引きは山梨県 HP からダウンロードすることができます。

ホームページアドレス

http://www.pref.yamanashi.jp/kentai/keishin_youshiki.html

（山梨県HPトップ>しごと・産業>建設業>資格・手続き>経営事項審査>経営事項審査の申請書（様式））

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
鉄筋技能者能力評価実施機関